○財務省令第二十一号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、並びに相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第四十二条第一項（同法第四十五条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十八条の二第二項の規定に基づき、相続税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

財務大臣　加藤　勝信

相続税法施行規則の一部を改正する省令

相続税法施行規則（昭和二十五年大蔵省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

第二十二条第一項第四号中「金額及び」を「事由並びに」に、「事由」を「金額及びその計算の明細」に改め、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十八条第三号を次のように改める。

三　法第四十八条の二第一項の規定による物納（以下この条において「特定物納」という。）を求めようとする税額

第二十八条第四号中「金額及び」を「事由並びに」に、「事由並びに法第四十八条の二第一項の規定による物納（以下この条において「特定物納」という。）を求めようとする税額」を「金額及びその計算の明細」に改める。

第一号書式備考二3ロ、第二号書式備考二2ロ及び第三号書式備考二2ロ中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改める。

第五号書式備考一及び第六号書式備考一中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第七号書式備考五及び第八号書式備考五中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改める。

第九号書式備考一中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○財務省令第二十二号

所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）及び消費税法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第百二十五号）の施行に伴い、並びに消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第七条第二項、第八条第一項及び第九項、第三十条第十一項、第五十九条の二第一項並びに第六十一条並びに消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十八条第一項第一号、第三項、第六項、第十項及び第十一項、第十八条の二第一項、第十八条の三第三項及び第十項、第十八条の四第三項及び第十項、第十八条の五第一項及び第五項並びに第七十一条の二第一項第九号及び第四項の規定に基づき、消費税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

財務大臣　加藤　勝信

消費税法施行規則の一部を改正する省令

消費税法施行規則（昭和六十三年大蔵省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同項第二号中「場合」の下に「（次号に掲げる場合を除く。）」を加え、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　法第七条第一項第一号に規定する輸出として行われる資産の譲渡で当該輸出に係る運送契約が当該資産の譲渡の相手方と国際第二種貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二十条（許可）又は第四十五条第一項（許可）の規定による許可を受けて同法第六条第一項第五号（登録の拒否）に規定する国際貨物運送に係る同法第二条第八項（定義）に規定する第二種貨物利用運送事業を経営する者をいう。以下この号において同じ。）との間において当該資産の輸出に係る運送契約が締結されるものであつて、その譲渡の際、その場で当該国際第二種貨物利用運送事業者（その代理人を含む。）に当該資産を引き渡す場合に限る。）　当該運送契約に係る契約書その他の書類で次に掲げる事項が記載されたもの

イ　当該相手方の氏名又は名称

ロ　当該運送契約を締結した年月日

ハ　当該資産の品名並びに品名ごとの数量及び価額

ニ　当該資産の仕向地

ホ　当該国際第二種貨物利用運送事業者の氏名又は名称及び住所等

第五条第二項中「前項第三号ニ」を「前項第四号ニ」に改める。